

第2部 施策内容

資料2

1. 計画の施策体系

基本目標（4項目）		基本施策（8項目）		具体施策（20項目）	
I	男女共同参画の意識づくり	1	人権と多様性を尊重する意識の醸成	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進 (2) 学校教育における男女共同参画の推進 (3) 社会教育における男女共同参画の推進 (4) 多様な性・多様な生き方への理解促進	
II	安心・安全な暮らしの実現	2	配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援	(1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進 (2) 暴力の被害者に対する支援 (3) 相談体制の充実 (4) 困難な問題を抱える女性への切れ目がない支援	
		3	生涯を通じた健康支援	(1) 性差に応じた健康支援 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援	
		4	安心して暮らせる環境づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った生活支援 (2) 福祉サービスの充実	
III	あらゆる分野における女性の活躍	5	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会等への女性の積極的登用 (2) 庁内における女性の積極的登用 (3) 地域における男女共同参画の推進	
		6	女性の活躍推進	(1) 男女共同参画に取り組む事業者への支援 (2) 多様な働き方への支援	
IV	男女共同参画社会の実現に向けた環境整備	7	男女共同参画の視点に立った各種制度の整備	(1) 子育て支援の充実 (2) 介護支援の充実	
		8	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1) 防災分野での男女共同参画の推進	

2. 基本目標

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

<現状と課題>

益田市では、益田市男女共同参画推進条例において、男女共同参画を「男女が性別にかかわりなく個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮でき、共に責任を担うこと」と定義し、男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな取組を進めています。

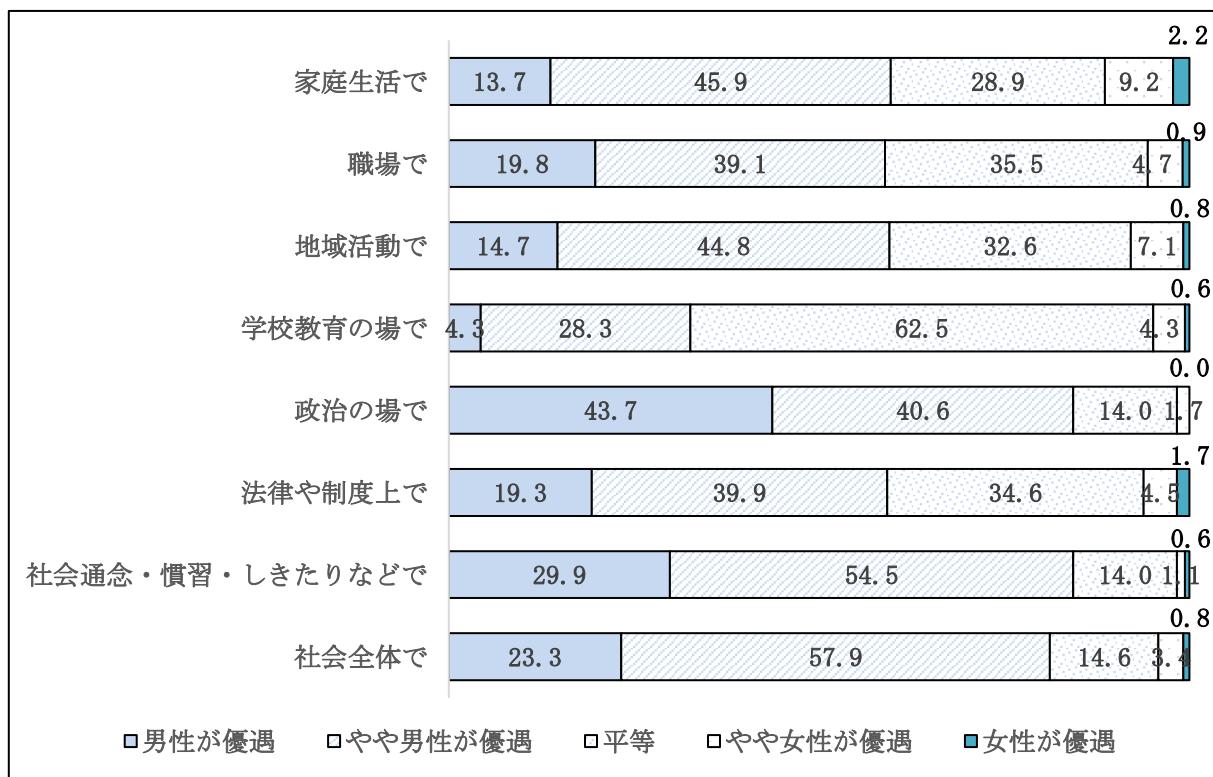
しかしながら、令和 6 (2024) 年 12 月に実施した「男女共同参画に関する意識調査（以下、「意識調査」という。）では、分野別に男女の地位の平等感を尋ねたところ、「男性が優遇」「やや男性が優遇」と回答した人の割合は高く、令和 2 (2020) 年 3 月に実施した前回調査（以下、「前回」という。）を上回る結果となりました。特に、「社会通念・慣習・しきたりなど」では 84.4%（前回 78.7%）、「政治の場」では 84.3%（前回 81.9%）、「社会全体」では 81.2%（前回 78.7%）と、いずれも 8 割以上の方が男女不平等（男性優遇）を感じています。

一方で、性別役割分担に関する意識は変化が見られ、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方に対して否定的な回答をした人の割合は 77.6%（前回 66.3%）、「自治会などの団体の代表者は男性の方がうまくいく」という考えに対して否定的な回答をした人の割合は 45.9%（前回 36.1%）で、いずれも前回より 10 ポイント程度増加しています。しかし、家庭内では食事の支度や片づけ、掃除などの家事を女性が担っている現状があり、依然として固定的な性別役割意識が残っています。

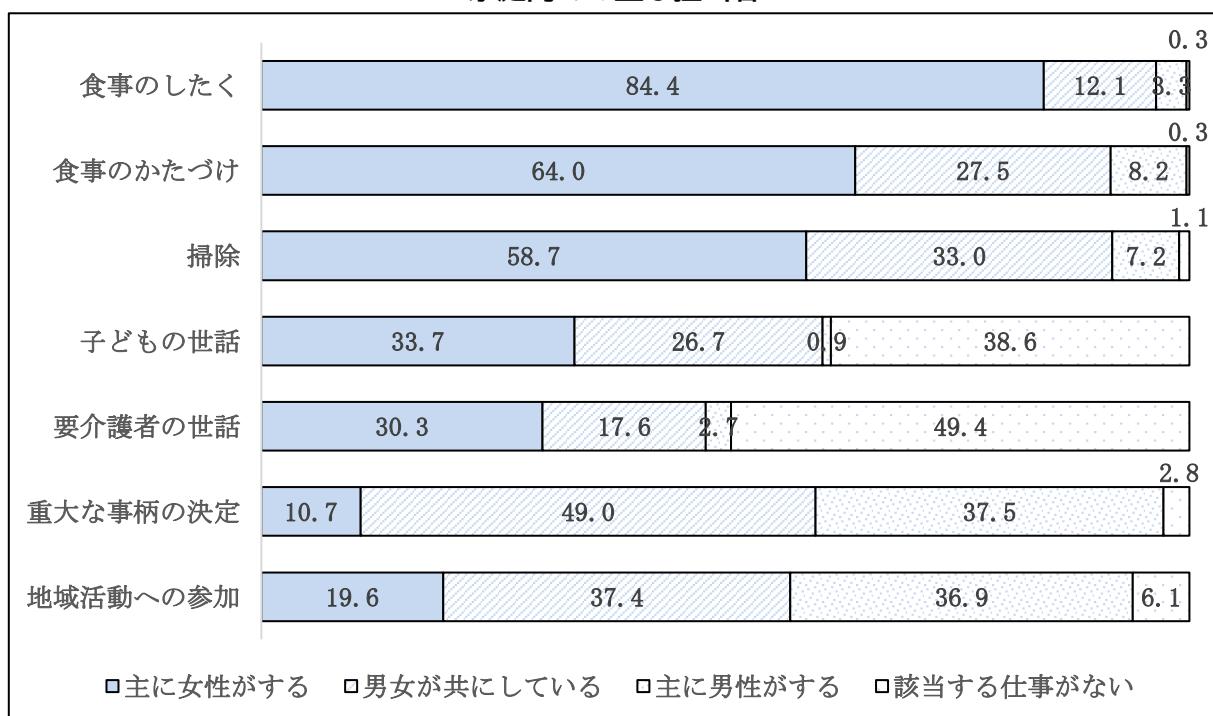
そうした中、島根県では令和 5 (2023) 年 10 月に、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指して「パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しました。また、益田市においても、市民一人一人の人権が尊重され、互いの個性や多様性を認め合う社会の実現を目指して、令和 6 (2024) 年 12 月に「差別のない人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

このような状況を踏まえ、引き続き、性別に関わりなく個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、家庭・学校・地域・職場において互いに働きかけながら、固定的な性別役割意識の解消や、男女共同参画の意識づくり・環境づくりに取り組んでいきます。

■分野別男女の地位の平等感■



■家庭内での主な担当者■



資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

基本施策 1 人権と多様性を尊重する意識の醸成

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
1	講演会や研修の開催	<p>性別による人権問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けて人権尊重意識を高めるための講演会や研修を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人権教育、啓発活動の実施 ●男女共同参画に関する講座等の実施 ●益田市男女共同参画推進条例の周知 ●益田市男女共同参画計画の周知 	人権センター
2	意識啓発の充実	<p>固定的な性別役割分担意識の解消など、意識啓発の充実を図ります。また、男女共同参画に関する世界や国の動きについて、情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市広報や市公式ウェブサイト、ケーブルテレビ等での情報提供 ●男女共同参画週間や人権週間でのパネル展示 ●男女共同参画通信の発行 ●男女共同参画に関する書籍やDVD等、資料の充実 ●行政内部メールを活用した情報発信 	人権センター

(2) 学校教育における男女共同参画の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
3	男女共同参画の視点に立った学校教育の充実	<p>学校教育全体を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道徳、社会科、保健体育、総合的な学習の時間などにおける、人権を尊重し多様性や個性の理解を図る教育の推進 ●男女共同参画を進めるための教職員研修の実施 	学校教育課

(3) 社会教育における男女共同参画の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
4	学習機会の提供	<p>固定的な性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各地区公民館での世代間交流や学習機会の提供 	ひとつづくり推進課

(4) 多様な性・多様な生き方への理解促進

	具体的施策	施策内容	所管課
5	多様な性・多様な生き方に関する意識啓発	<p>性自認や性的指向等について正しい理解を深めるとともに、多様な性・多様な生き方に関する意識醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市広報や市公式ウェブサイト、ケーブルテレビ等での情報提供 ●性の多様性等に関する講演会の実施 ●島根県パートナーシップ宣誓制度の周知 ●行政内部メールを活用した情報発信 	人権センター

基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

<現状と課題>

暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、性別による差別に基づく暴力は、男女共同参画社会の実現を阻む要因の一つです。意識調査によると、配偶者等からDVを受けた経験のある人は、身体的暴力が10.5%、精神的暴力が17.7%、性的暴力が7.5%となっており、その一方で、DVに関する相談窓口を知らない人も全体の46.6%（前回58.0%）を占めています。依然として、暴力を受けたことがある方や相談窓口を知らない方が存在しているという現状があります。市民の安心・安全な暮らしの実現に向け、いかなる暴力も許さないという暴力根絶のための意識づくりに努めるとともに、被害者に対する相談窓口や支援内容の周知や充実を図る必要があります。

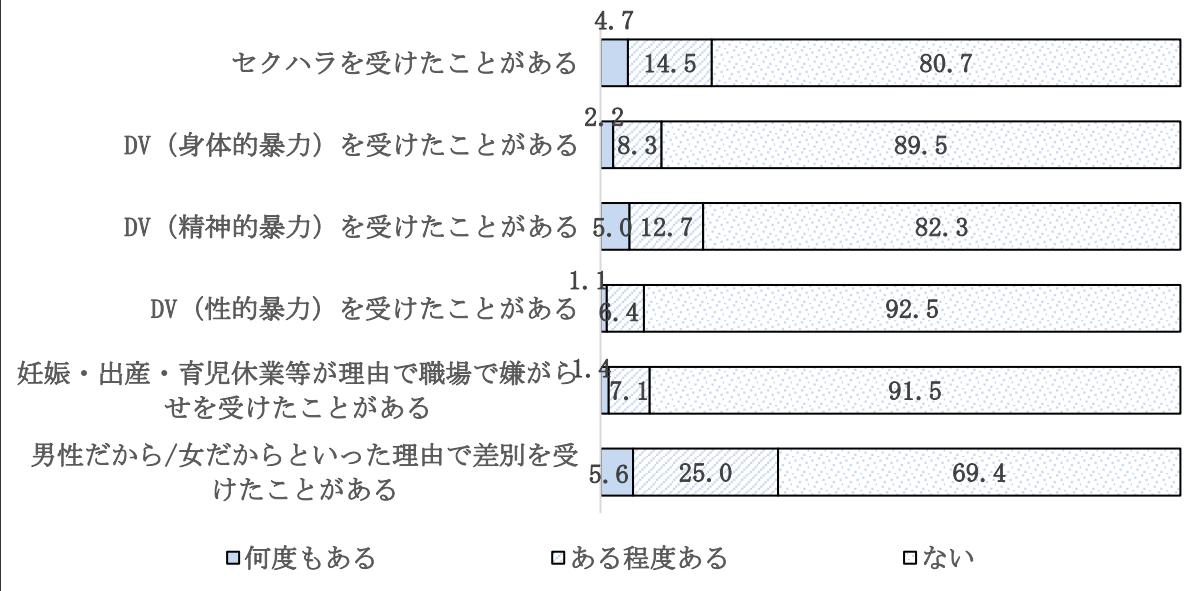
また、社会的・経済的な格差を背景に、女性が日常生活や社会生活を営む上で、女性であることにより困難な問題に直面することがあります。生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、女性を取り巻く課題は複雑化、複合化しており、コロナ禍を経てその実態が顕在化しています。意識調査によると、女性が現在（または過去）困っていることとして、多い順に「家計が苦しい」30.0%、「育児と介護の両方を担っている」18.5%、「家族関係の不和」14.1%が挙げられており、さらに、女性の相談窓口を知らないと回答した人は59.6%を占めています。こうした状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性に寄り添い、最大限本人の意思を尊重しながら切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

さらに、性別にかかわらずお互いの人権を尊重し、心身ともに健康で暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために不可欠です。女性は妊娠、出産を経験する可能性があり、また、性別にかかわらず、ライフステージごとに心身の健康課題に直面します。生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、性差やライフステージに応じた健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが求められます。そのためには、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する正しい知識を身につけられるよう、意識啓発や情報提供等の支援を進めていく必要があります。

加えて、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人など、生活上の困難を抱える人が社会的に孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、男女共同参画の視点に立った支援を行うとともに、福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

■セクハラ、DV等の被害状況■

以下のことについて、被害に遭ったことがありますか（全体）

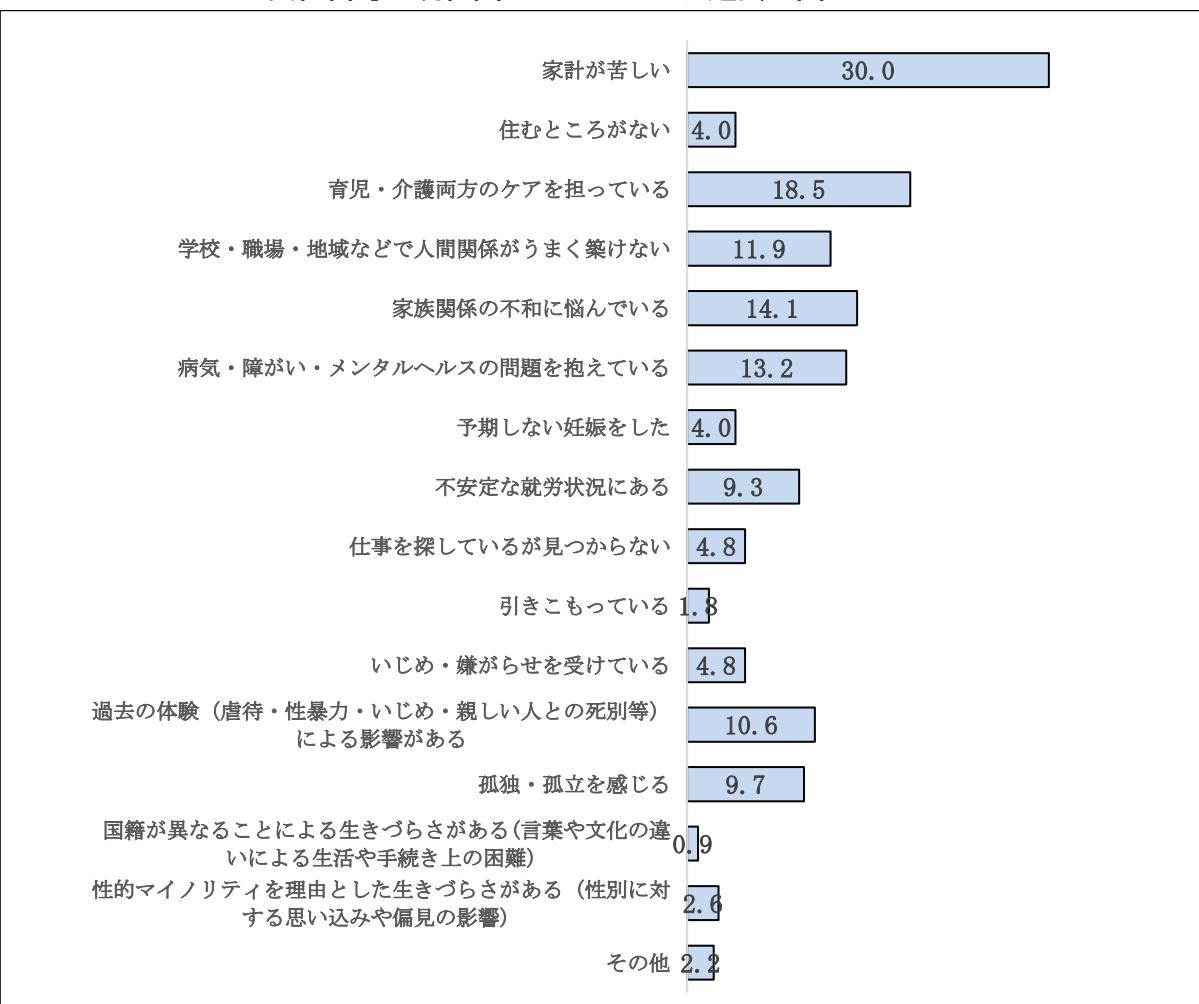


□何度もある

□ある程度ある

□ない

■女性自身が現在困っていること、過去に困ったこと■



■女性の相談窓口の認知度■

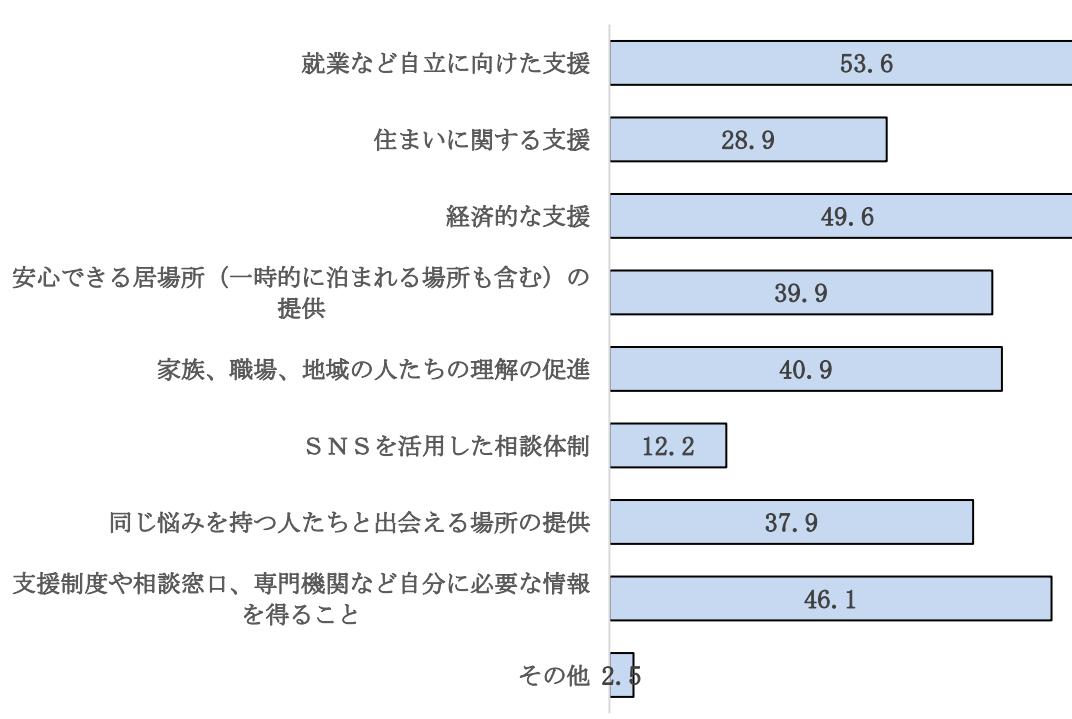
女性の相談窓口を知っていますか。（1つでも知っていたら○）

※女性の相談窓口：女性相談支援センター、児童相談所、市役所、全国共通ダイヤル（#8008、#8891、#8778）など



□知っている □知らない

■困難な問題を抱える女性のために必要だと思う支援■



資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

基本施策 2 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援

(1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進

	具体的な施策	施策内容	所管課
6	暴力防止の意識啓発と相談窓口の周知	<p>あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、講演会や街頭活動などさまざまな機会を通じて意識啓発を行い、暴力が人権侵害であることの認識を広めます。あわせて、性別を問わず、広く相談窓口の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「女性に対する暴力をなくす運動」啓発活動への参加 ●市広報や市公式ウェブサイト、ケーブルテレビ等での情報提供 ●リーフレットや相談カードの設置 ●DV相談窓口の周知 ●全ての世代を対象としたDV・デートDV防止に関する周知・啓発 ●性犯罪・性暴力に対する啓発の推進 ●市の「女性相談窓口」が男性でも相談できることや、県の男性DV相談窓口についての周知 	学校教育課 教育総務課 子ども家庭支援課 人権センター
7	ハラスメント防止に関する意識啓発	<p>さまざまな状況で起こり得るハラスメントについて正しく理解し、被害者にも加害者にもならないよう意識啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ハラスメント防止対策の推進 ●ハラスメント相談窓口カードの配布 	教育総務課 子ども家庭支援課 人権センター 人事課

(2) 暴力の被害者に対する支援

	具体的な施策	施策内容	所管課
8	被害者支援の充実	<p>府内関係課・関係機関との連携により、被害者の抱える問題に沿って必要な情報提供及び支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ワンストップ・同行支援の実施 ●県、児童相談所、警察署など関係機関と連携した支援の実施 	子ども家庭支援課 関係各課

(3) 相談体制の充実

	具体的施策	施策内容	所管課
9	相談体制の充実	<p>性別を問わず、相談しやすい体制づくりに努め、相談者へ適切な支援を行います。また、研修会や会議に参加することで相談担当者の資質の向上を図り相談事業の質を高めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各機関における相談体制の充実 ●県等関係機関が実施する研修への積極的な参加 ●男女共同参画の視点を持った研修の実施 	関係各課

(4) 困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援

	具体的施策	施策内容	所管課
10	困難な問題を抱える女性に対する相談支援体制の充実と相談窓口の周知	<p>困難な問題を抱える女性にとって最も身近な相談先として、相談窓口の周知を図るとともに、安心して相談できるような体制づくりに努めます。また、困難な問題の解決や解消に向け、支援対象者に寄り添った相談支援体制を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性相談窓口の周知 ●ワンストップ・同行支援の実施 ●研修等への参加による相談担当者の資質向上 ●各機関における相談支援体制の充実 	子ども家庭支援課
11	関係機関等との連携強化	<p>複合的な困難を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、支援に関わる府内関係課・関係機関との情報共有や連携強化に努めます。また、民間団体の協力による支援体制の整備を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支援調整会議の設置 ●益田圏域困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議への参加 ●行政機関等相談担当者ネットワーク会議の充実 ●女性相談府内連絡会の開催 	子ども家庭支援課 人権センター

基本施策 3 生涯を通じた健康支援

(1) 性差に応じた健康支援

	具体的な施策	施策内容	所管課
12	発達段階に応じた適切な性教育の実施	<p>性と生殖に関して健康であることの重要性について正しい知識を身につけ、自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりを持てるような教育を行います。</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利) の視点を持ち取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学習指導要領に基づいた学校における性教育の実施 	学校教育課
13	性差に応じた健康支援	<p>性差に応じた健康保持を支援するための取組を推進します。適切に健康の自己管理ができるよう生涯を通じた健康保持に関する普及啓発に努めます。</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利) の視点を持ち取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康相談、健康教育の実施 ● 健康教育等で、男性の調理実習等、男女共同参画の視点をもつ 	健康増進課

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全に性生活を営み、子どもをいつ何人産むか産まないかなどについて、女性の自己決定を尊重する考え方のことで、安全な妊娠・出産や子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものであり、国際的に女性の人権の一つとして認識されている。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

	具体的施策	施策内容	所管課
14	子どもと妊産婦の健康支援	<p>妊娠・出産期における子どもと母親の健康を確保し、育児支援の充実を図ります。</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利) の視点を持ち取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳交付時の保健指導・相談の充実 ●妊婦・産婦健診に対する費用の助成 ●妊婦とその家族を対象にした事業の実施 ●乳児家庭全戸訪問事業の実施 	子ども家庭支援課 子育て支援センター

基本施策4 安心して暮らせる環境づくり

(1) 男女共同参画の視点に立った生活支援

	具体的施策	施策内容	所管課
15	相談体制の充実	<p>困難な状況に置かれている家庭、高齢者、障がい者、外国人等からの相談に対して、適切な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●連絡会議を開催し、相談支援関係機関との連携強化を図る ●事例検討に、男女共同参画の視点を持つ 	高齢者福祉課 子ども家庭支援課 障がい者福祉課 人権センター 総合支援課 福祉総務課
16	自立のための支援	<p>ひとり親家庭等の自立と就業の促進に対して、きめ細かい支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当の支給 ●高等職業訓練促進給付金の支給 ●自立支援教育訓練給付金の支給 ●母子・父子自立支援プログラムの策定 	子ども福祉課
17	関係機関との連携	<p>困難な状況に置かれている家庭、高齢者、障がい者、外国人等に対して、医療、教育、就労等分野を超えた総合的な取組が必要であるため、関係機関と連携を図り支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携を図り、状況に応じた対応を行う 	全課
18	外国人保護者に対する支援	<p>言葉や文化・習慣の違いにより課題を抱えた外国人の子育て家庭に対して支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子育て家族の交流の場の提供 	子育て支援センター

(2) 福祉サービスの充実

	具体的な施策	施策内容	所管課
19	高齢者福祉サービスの充実	<p>認知症や一人暮らしの高齢者をはじめとして、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう高齢者福祉サービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスガイド「ちえぶくろ」・パンフレット配布、市公式ウェブサイト掲載等による情報提供 ●介護保険サービスの充実 ●介護保険以外の事業の実施 	高齢者福祉課
20	障がい（障がい児）福祉サービスの充実	<p>障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう障がい（障がい児）福祉サービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者福祉ガイド、市公式ウェブサイト等による情報提供 ●障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービスの充実 ●ユニバーサルデザインの推進 	障がい者福祉課

※ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

<現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず、あらゆる分野の政策・方針決定過程に誰もが対等に参画し、多様な視点を反映させていくことが必要です。

本市では、審議会等への女性の参画率 40%、女性が委員として参加している審議会等の比率 100%を目指に掲げ、取組を進めてきました。しかしながら、令和 7（2025）年 4 月現在、審議会等への女性の参画率は 32.1%、女性が委員として参加している審議会等の比率は 92.3%となっており、いずれも目標を達成できていない状況です。

意識調査では、市の政策への女性の意見の反映度について、概ね半数が「反映されている」と回答しています。一方で「もっと女性の意見を反映させるべき」との設問には、男女ともに 7 割以上が「そう思う」「ややそう思う」と回答しており、市の政策への女性の参画をさらに進めることが求められています。

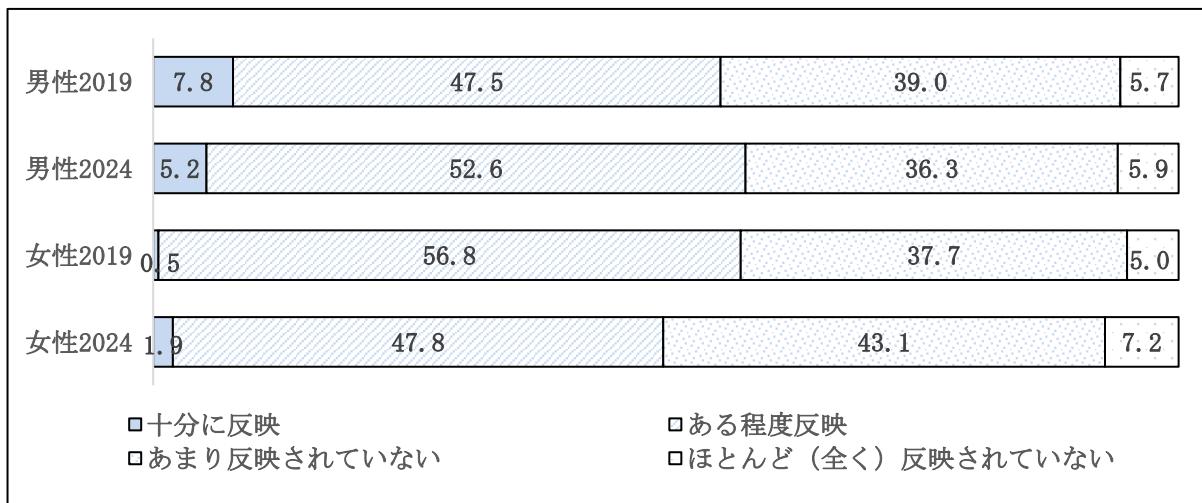
また、誰もがやりがいや充実感を持って働き、多様な生き方を実現するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が欠かせません。意識調査では、理想のワーク・ライフ・バランスを実現できていると回答した人の割合は、男性 69.7%（前回 60.4%）、女性 61.5%（前回 57.8%）で、男女ともに前回より増加しました。一方で、理想とする活動の比率については、男性は「仕事」43.5%、女性は「家庭」39.3%が最も高く、男女差がみられました。

さらに、自分が住んでいる地域について「女性がいきいきと活躍している」と回答した人は 46.6% であった一方、女性を取り巻く偏見や固定的な社会通念、習慣、しきたりがあると答えた人の割合は 45.9%（前回 45.6%）にのぼりました。こうした地域社会に根づく性別による固定的な通念や慣習を見直すことが、女性の社会参画やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて重要です。

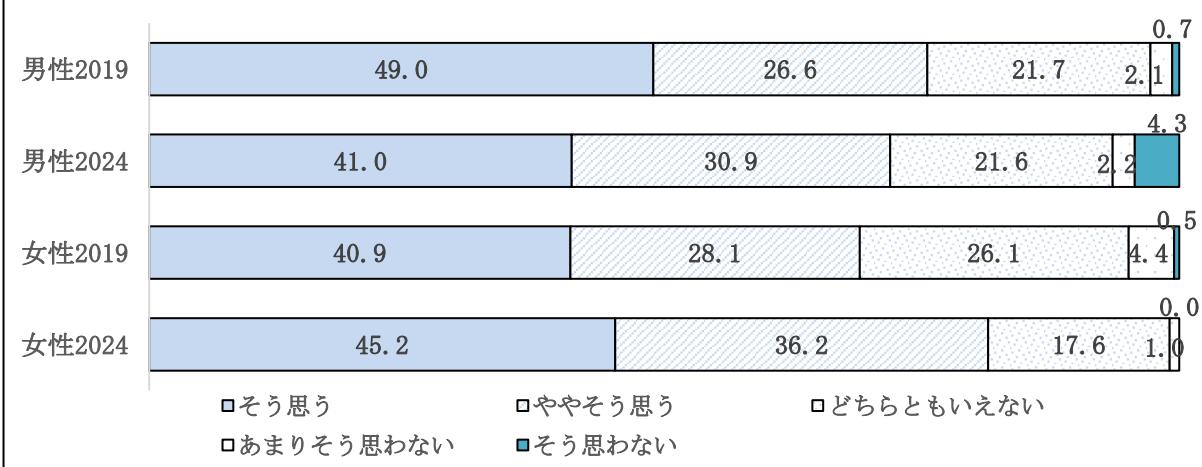
※ ワーク・ライフ・バランス（和訳：仕事と生活の調和）

一人ひとりが、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭、地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

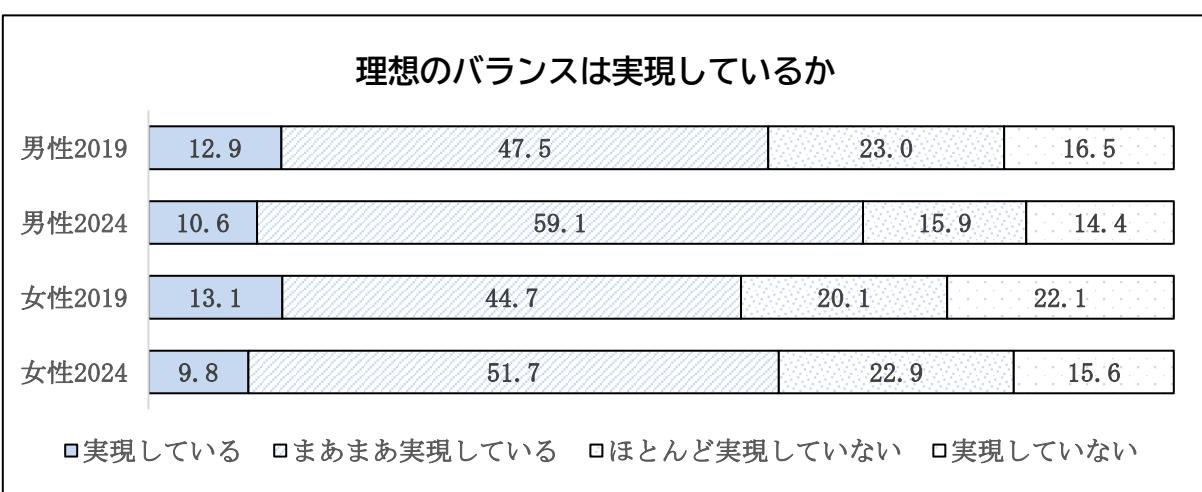
■市政策への女性の意見反映度■



市の政策に女性の意見や考え方をもっと反映させるべきか

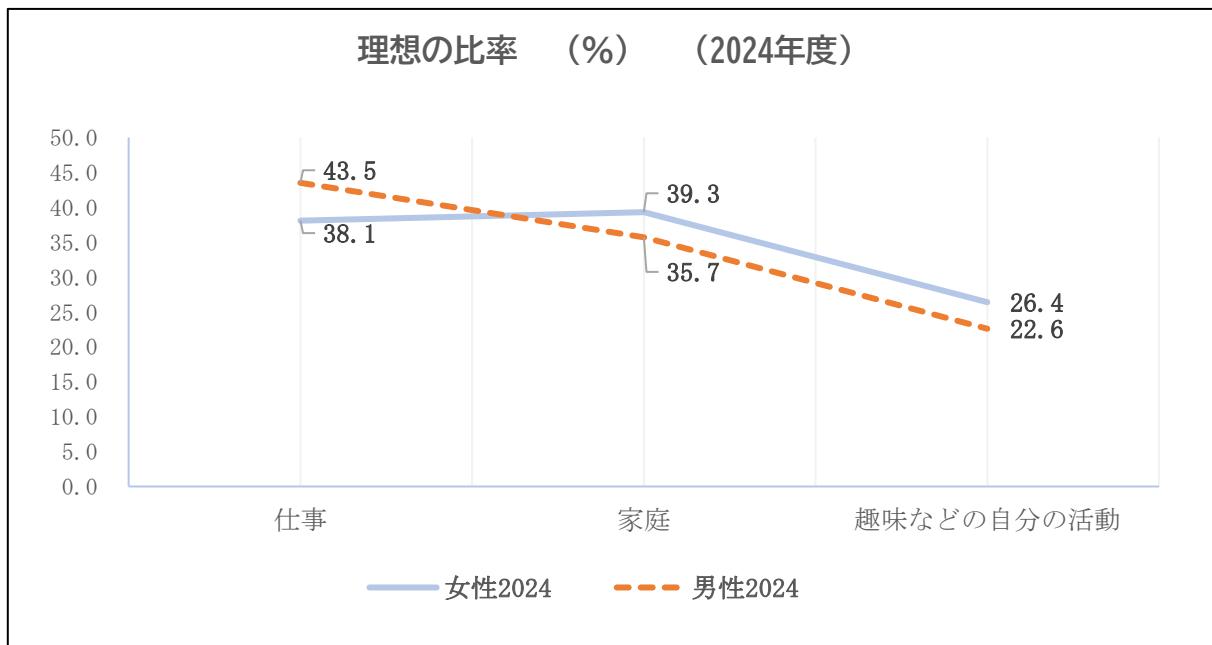


■ワーク・ライフ・バランス■

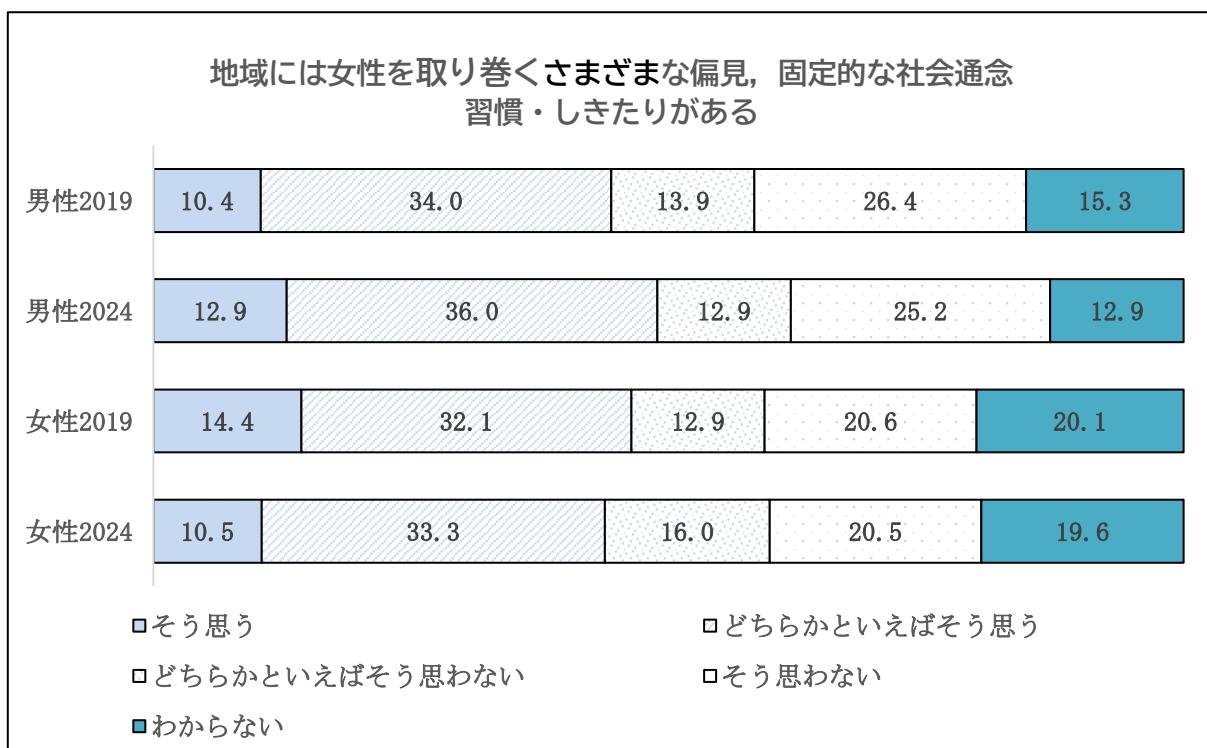


資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

■ワーク・ライフ・バランスの理想の比率■



■女性の社会参画■



資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

基本施策 5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 審議会等への女性の積極的登用

	具体的施策	施策内容	所管課
21	審議会等への女性の積極的登用	<p>審議会等への女性参画率の目標を 40%として、積極的に女性の参画を拡大します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性参画率向上に向けた取組 ●女性委員「ゼロ」をなくすための取組 	全課

(2) 庁内における女性の積極的登用

	具体的施策	施策内容	所管課
22	男女平等の視点に立った管理職等への登用	<p>性別にとらわれない職員配置と職務分担を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員のスキルアップを支援する講座・研修会を通じた人材育成 ●役職登用者へのフォローの実施 	人事課
23	市職員研修の実施	<p>人権尊重意識や男女共同参画の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人権・同和教育研修を必須とし、参加しやすい職場環境を整えます 	人事課

(3) 地域における男女共同参画の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
24	地域における女性の参画拡大	<p>地域自治組織及び自治会等の意思決定の場への女性の参画を拡大し、女性の視点も含めた男女共同参画を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域自治組織等の役員への女性の参画拡大 ●公民館運営委員会への女性の参画拡大 	地域振興課 ひとつづくり推進課
25	農林漁業団体への女性の参画拡大	<p>農林漁業関係団体などにおける女性の参画を促進し、男女共同参画を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性グループ活動の支援 	農林水産課

基本施策 6 女性の活躍推進

(1) 男女共同参画に取り組む事業者への支援

	具体的施策	施策内容	所管課
26	職場における女性の活躍支援	<p>職場における女性の活躍推進に関する取組を行う事業者を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性活躍推進に関する制度や研修等の周知 	産業支援センター 人権センター
27	働きやすい職場環境づくりへの支援	<p>ワーク・ライフ・バランスをはじめ、子育て・介護等と仕事の両立など、安心して働くことのできる職場環境づくりに取り組む事業者を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●育児・介護休業制度の周知 ●ワーク・ライフ・バランスに関する制度等の情報提供 ●まだ子育て応援宣言企業登録制度の周知、登録企業の拡大 ●子育て等を応援する職場環境の整備 	子ども福祉課 産業支援センター 人権センター 人事課

(2) 多様な働き方への支援

	具体的施策	施策内容	所管課
28	就労支援のための情報提供	<p>関係機関と連携し、女性の就労支援のための情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市広報や市公式ウェブサイトを活用した各種イベントの周知 	産業支援センター
29	起業への支援	<p>起業をめざす人に対する支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携し、空店舗などの情報提供や補助を実施 	産業支援センター

基本目標IV 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

<現状と課題>

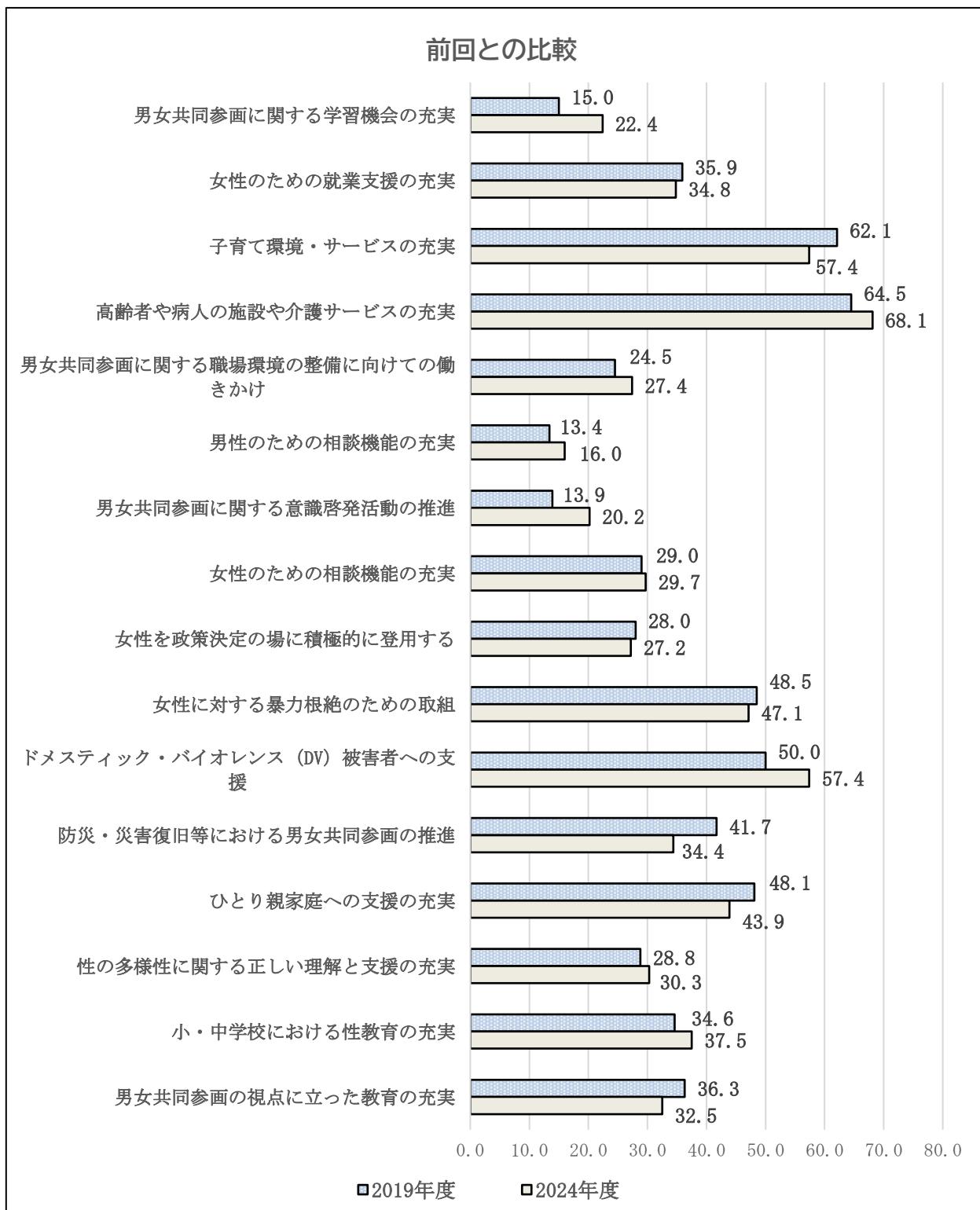
意識調査では、男女共同参画社会の実現に向けて優先的に取り組むべき課題を尋ねたところ、回答の多い順に「高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」(68.1%)、「子育て環境・サービスの充実」(57.4%)、「DV被害者への支援」(57.4%)となっており、前回調査と同様に、身近でかつ喫緊の課題が上位を占めました。

前回調査と比較すると、「男女共同参画に関する学習機会の充実」22.4%（前回15.0%）、「DV被害者への支援」57.4%（前回50.0%）、「男女共同参画に関する意識啓発活動の推進」20.2%（前回13.9%）はいずれも回答した人の割合が増えており、学習機会や意識啓発、被害者支援の充実が求められています。

誰もが自分らしいライフスタイルを柔軟に選択できる男女共同参画社会を実現するためには、制度や慣行の見直しを進めるとともに、それを支える子育てや介護などの支援基盤を整備することが必要です。

また、災害時には、女性や子ども、脆弱な状況にある人が特に影響を受けやすいことが指摘されています。そのため、防災対策については、検討段階から多様な声を反映させ、さまざまな立場の人にきめ細かく対応できる体制を整えることが重要です。防災分野においても、男女共同参画の視点を取り入れ、事前の備えや避難所運営などの取組を進めています。

■益田市として優先的に取り組むべき課題■



資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

基本施策 7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備

(1) 子育て支援の充実

	具体的な施策	施策内容	所管課
30	保育サービス、家庭支援の充実	<p>様々な生活形態に応じて、子育て支援サービスを充実し、安心して生活することができる環境を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所・幼稚園における保育サービスの充実 ●特別保育サービスの実施 ●ファミリー・サポート・センター事業の実施 ●子育て短期支援事業の実施 	子ども家庭支援課 子育て支援センター 子ども福祉課
31	放課後児童の居場所の確保	<p>小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を確保することにより、子育て支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブの実施 ●放課後子ども教室の実施 	子ども福祉課 ひとつづくり推進課
32	交流機会や相談の場の提供	<p>子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センター事業の実施 ●子育てサロンの支援 	子育て支援センター

(2) 介護支援の充実

	具体的な施策	施策内容	所管課
33	介護者への支援	<p>介護者の疾病等で一時的に介護が困難な状況になった場合に、高齢者、障がい者の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減します。</p> <p>高齢者等を介護している家族に対し、懇談会を開催するなど精神的ストレスや不安感の解消を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護保険サービスの充実 ●介護保険サービス以外の事業の実施 ●障がい者短期入所、日中一時支援の実施 	高齢者福祉課 障がい者福祉課

基本施策 8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

(1) 防災分野での男女共同参画の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
34	防災対策に関する 男女共同参画の意 識啓発	男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性につい て、意識啓発を行います。 ●防災に関する研修会等の実施	危機管理課 人権センター
35	自主防災組織への 女性の参画促進	災害に備え地域で組織する自主防災組織において、組 織委員や役割に応じて編成される各班への女性の参画 を促進します。 ●自主防災組織への女性の参画促進を図る	危機管理課
36	男女共同参画の視 点に立った避難所 運営	性別の違いに配慮した避難所運営を推進します。 ●女性の視点を取り入れた避難所の環境整備を行う	危機管理課